

令和4年度第3回公聴会及び
第4回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年3月10日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和4年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会公聴会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年3月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年2月21日（火）
- 5 通知した項目
(1)項目
ア ひっかけ釣りによるとらふぐの採捕禁止について
- 6 出席者
(委員：13名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、若林 敏江、南野 市治、
仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都
宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主幹 木嶋 久登
主任 神尾 豊
技師 森江 太一
漁業調整取締班 主査 松永 善文
主任 山根 知樹
主任 枝廣 直樹
下関水産振興局 主査 勢登 章司
萩・長門農林水産事務所 事務局長 天社 こずえ
事務局 書記 土井 健一
書記 永尾 洋輔
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
天社事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:30 終了)

令和4年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年3月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年2月21日（火）
- 5 通知した項目
 - (1) 議題
 - 第1号議案 こぎさし網漁業に類似した底流さし網漁業の禁止について
(委員会指示更新)
 - 第2号議案 ひっかけ釣りによるとらふぐの採捕禁止について (委員会指示更新)
 - 第3号議案 特定水産資源 (くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚)、するめい
か) に関する令和5管理年度における知事管理漁獲量について (諮問)
 - 第4号議案 第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について (諮問)
 - (2) 報告事項
 - ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について
 - イ 個人情報保護に関する法律の改正に伴う「山口県日本海海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程」の見直しについて
- 6 出席者
(委員：13名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、若林 敏江、南野 市治、
仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都
宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課 課長 澁谷 賢司
生産振興班 主幹 木嶋 久登
主任 神尾 豊
技師 森江 太一
漁業調整取締班 主査 松永 善文
主任 山根 知樹
主任 枝廣 直樹
下関水産振興局 主査 勢登 章司
萩・長門農林水産事務所 事務局長 天社 こずえ
事務局 書記 土井 健一

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 こぎさし網漁業に類似した底流さし網漁業の禁止について
(委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

第2号議案 ひっかけ釣りによるとらふぐの採捕禁止について(委員会指示更新)

【審議結果】

原案のとおり更新することとした。

第3号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲量について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで適当である旨答申することとした。

第4号議案 第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について(諮問)

【審議結果】

原案のとおりで適当である旨答申することとした。

(2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について
水産振興課から説明を受けた。

イ 個人情報保護に関する法律の改正に伴う「山口県日本海海区漁業調整委員会
が取り扱う個人情報保護に関する規程」の見直しについて
事務局から説明を受けた。

9 審議の概要

天社事務局長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、13名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に会長から御挨拶をお願いします。

濱本会長

多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。

本日は、今年度最後の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に替えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

天社事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、濱本会長さんをお願いいたします。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は宇都宮委員、久原委員にお願いします。

それでは、第1号議案「こぎさし網漁業に類似した底流さし網漁業の禁止について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

土井書記

事務局の土井です。

資料の1ページをご覧ください。

「こぎさし網漁業に類似した底流さし網漁業の禁止について」、委員会指示の更新でございます。

まず、委員会指示の経緯につきまして、説明します。

昭和36年頃、石川県から通称「くずな（あまだい）片手ぶん廻し漁業」が導入され、当初は須佐地区の一部の漁業者が操業を行っていましたが、翌年には油谷地区にも着業の動きが出てきたことで、昭和37年9月の委員会及び公聴会でその取り扱いが審議されました。

委員会では、当該漁業を禁止すべきとの公聴会での圧倒的な意見を受けて、「他種漁業との調整上、時期尚早につき禁止する」との結論により委員会指示が発動されております。

一方、昭和40年6月の委員会では、四国から豊北町に入ってきた「片手ぶん廻し漁業に類似した底流さし網漁法」の取り扱いが審議され、当該漁法についてもアマダイ、エソ、小ダイ等を対象としており、はえなわ漁業と競合すること、また、漁獲強度が高く禁止すべきであるとの公聴会の圧倒的な意見を受けて、委員会指示で禁止することが決定しました。

その後、昭和42年までは「片手ぶん廻し漁業」と「片手ぶん廻し漁業に類似した底流さし網漁法」についてそれぞれ指示が発動されていましたが、昭和42年4月の漁業調整規則改正の際に「こぎさし網漁業」を禁止漁業としたことで、昭和43年以降は「こぎさし網漁業に類似した底流さし網漁業」のみを委員会指示で禁止することが決定されております。

平成14年3月の委員会において、指示の有効期限が従来の1年間から3年間に変更されました。

以後、3年毎に同内容で更新され、現在に至っております。

委員会指示の案につきましては、2ページに示しております。
指示する内容につきましては、漁業の禁止として、「こぎさし網漁業に類似した底流しさし網漁業は、営んではない。」
禁止する海域は、山口県日本海海区
指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日となっています。
以上で説明を終わります。

濱本会長 ただいま説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長 よろしいですか。
それでは、第1号議案については、原案のとおりで委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。第1号議案については、原案どおり委員会指示を更新することとします。
続いて、第2号議案「ひっかけ釣りによるとらふぐの採捕禁止について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

土井書記 資料の3ページをご覧ください。
ふぐのひっかけ釣りについては、関門周辺に産卵に来た親ふぐを漁業者や遊漁者が当該漁法で採捕していたことから、資源保護上問題があるとして、平成3年に共励会等から県に対して当該漁法の規制についての要望がなされております。
これを受けて、平成4年2月に水産部長から日本海海区漁業調整委員会会長あてに委員会指示による規制の検討要請がなされ、平成5年3月に当該漁法による採捕の届出に係る委員会指示が発動されました。
届出制は2年間実施されましたが、漁業者側に操業実態はなく、また、資源管理に逆行するため全面禁止を望む声が強くなり、平成7年3月の委員会で全面禁止とすることが決定され、委員会指示が発動されております。
委員会指示後、長門・萩地区の6漁協において、かなとふぐ、めいぼを対象としたひっかけ釣りの実態があり、漁業調整上も特に問題なく全面禁止は困るとの要望がなされたことから、同年8月の委員会で

再審議され、委員会指示をとらふぐを対象にしたひっかけ釣りの禁止に変更することが決定されました。

平成14年3月の委員会において、有効期間を1年間から3年間に変更されました。

以後、3年毎に同内容で更新され、現在に至っています。

指示案につきましては、4ページにございます。

指示する内容としまして、漁法の禁止として、「船舶を使用しひっかけ釣りにより、とらふぐを採捕してはならない。」

禁止する海域としては、山口県日本海海区

指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。

以上で説明を終わります。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 よろしいですか。
これは、関門海峡に近い福岡県では、規制されていませんよね。
最近、福岡県の動きはありますか。

土井書記 要望はしておりますが、特に動きはありません。

中島副会長 資源管理上、重要ですので、動き等がありましたら報告をお願いします。

土井書記 分かりました。

濱本会長 他に何かございますか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長 他になければ、第2号議案については、原案のとおりで委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。第2号議案については、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第3号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和5管理年度における知事管

理漁獲量について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

永尾書記

事務局の永尾です。

資料の5ページをお開きください。

令和5年2月16日付で、山口県知事から当海区委員会会長あてに諮問がなされております。

説明は、水産振興課からお願いします。

水産振興課
森江技師

水産振興課の森江です。

資料の6ページをお開きください。

こちらが、令和5管理年度における公表案です。

次のページをご覧ください。

くろまぐろ及びするめいかの令和5管理年度における知事管理漁獲量の公表について説明します。

まず、経緯についてですが、TAC管理の根拠法が2020年にTAC法から漁業法に移行され、知事管理漁獲可能量は、山口県資源管理方針とは別に公表しております。

この公表までの手続きとして、関係海区の漁業調整委員会への諮問が必要となっております。

続いて本県の漁獲可能量について、説明します。

くろまぐろ、するめいかともに令和5管理年度の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間となります。

数量については、令和4管理年度と同じになります。

くろまぐろ小型魚の漁獲可能量は、全体で97.3トン、そのうち0.1トンをストックとし、16.4トン日本海定置漁業、80.8トンその他の漁業に配分します。

くろまぐろ大型魚の漁獲可能量は、全体で25.9トン、そのうち0.1トンをストックとし、残りの25.8トンくろまぐろ大型魚漁業に配分します。

次のページに移ります。

するめいかの漁獲可能量は、目安数量として263トンとし、現行水準による管理となっております。

続いて付帯決議です。

配分変更等によるくろまぐろの漁獲枠の変更に関する事で、今後、国からの追加配分等により、知事管理区分の数量変更が生ずることが想定されます。

このような場合、通常であれば、漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会に諮った上で、公表を行う必要がありますが、枠が逼迫した状態においても、この手続きが必要なため、変更された漁獲枠に

より管理を行うまでにタイムラグが生ずるおそれがあります。

つきましては、国からの追加配分による配分変更や、知事管理区分の融通によって知事管理区分の数量変更が生じた場合、円滑に漁獲を継続するため、資源管理方針別紙の配分基準に基づいて、知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容については速やかに報告することについてご了解を得たいと思います。

続いて9ページに移ります。

上の表が令和5管理年度の当初配分、下の表が当初配分に小型魚10トン、大型魚5トンが追加配分された際の対応イメージを示しております。

まず、小型魚についてですが、追加配分10トンのうち日本海定置漁業に1.7トン、その他の漁業に8.3トン配分されます。

大型魚は、追加配分5トンが全てくろまぐろ大型魚漁業に配分されます。

続いて、10ページに移ります。

くろまぐろ小型魚の漁獲枠融通に基づく県内配分の変更に関するところで、ここに記載しております資源管理方針の配分基準の「あらかじめ漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めた方法」については、融通数量は関係知事管理区分の要望に基づいて決まるため、融通を要望した知事管理区分に該当数量を配分することについて了解をいただきたいと思います。

11ページに移ります。

本県のクロマグロの漁獲管理について簡単に説明します。

漁獲管理が始まった平成27年以降、山口県太平洋資源管理協議会で県内の漁獲管理の詳細を協議、決定しており、令和5管理年度においても、これまでと同様に記載しております表のとおり漁業種類別に漁獲枠を配分し、自主的な漁獲管理を行うことについて合意されております。

また、定置漁業と承認制においては、それぞれの漁業者が参集した漁業者協議会でさらに詳細な管理内容を定めており、今管理期間においても、それぞれの漁獲枠を萩、長門、下関の3ブロックに配分して自主的な漁獲管理を行っております。

続きまして、瀬戸内海海区の漁獲管理ですが、瀬戸内海においてくろまぐろを漁獲できる沿岸くろまぐろ漁業の承認漁業者は存在していませんが、混獲管理のために0.1トンの漁獲枠が配分されておりますので、令和4管理年度と同様に、12ページ末尾に記載しております文書を瀬戸内海関係漁業者に発出することとしております。

13ページ、14ページは、くろまぐろとするめいかの漁獲枠、漁獲実績及び消化率の推移を参考資料として掲載しております。

続いて、くろまぐろとするめいかの資源状況について、簡単に説明

します。

まず、くろまぐろから説明します。

資料の20ページをご覧ください。

国際交渉に関してですが、2021年に増枠を主張して大型魚については、15パーセントの増枠がなされました。

また、2021年末に失効予定であった漁獲枠の17パーセントを上限とした未利用魚の繰越と小型魚枠から大型魚枠への振替の2つの措置が2024年まで延長されることが合意されています。

このような経緯を踏まえまして、2024年に行われる資源評価の見直しの際に、増枠の主張を行うとされており、それまでに国内管理体制の改善、回復目標達成後の管理体制の検討を進めるとされています。

続いて21ページをご覧ください。

資源状況については、漁業者の協力のおかげで回復傾向でありまして、予定より早いペースで回復目標を達成する見込みとなっています。

2023年のTACは、小型魚、大型魚とも据え置きで、小型魚は、3,565トン、大型魚が6,244トンとなっています。

続いてするめいかについて説明します。

25ページをご覧ください。

2021年の親魚量は、資源管理目標を下回っていますが、漁獲圧は適正な水準ということで、資源的には「注意」という状況になっています。

毎年の資源評価によってTACが大幅に変動することを避けるために、2022年から2024年の間、TACは79.2千トンで固定されています。

以上で説明は終わりますが、資源評価結果も掲載しておりますので参考にしてください。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 ちょっとよろしいですか。
資料の13ページ。令和5管理年度の漁獲枠が令和4管理年度に比べてだいぶ減っています。

当初配分ということで、今後、令和4管理年度の未消化分とかが追加されるのでしょうか。

そのあたりの見込みは分かっていますか。

木嶋主幹 水産庁の令和4管理年度の留保枠は、小型魚227.2トン、大型魚22.4トンで、これは令和5管理年度に回すということです。

そもそも枠が少ない中で、配分していますので、令和5管理年度の

配分もかなり少なくなります。

今年度より、さらに厳しい状況になると思います。

次の資源評価が2024年ということで、漁獲枠が増えるのは、早くとも2025年以降となると思います。

そこまでは、漁業者には大変厳しい状況が続くと思います。

中島副会長 令和7年ということですね。5～6年は変わらないということですね。

仁保委員 去年は他県からの融通が結構あったようですが、今、どこも獲れるようですので、他県からの融通はないですね。

木嶋主幹 後で説明しようとは思っていましたが、枠を融通してもらおうといういろいろ他県と交渉しました。

最終的に鳥取県が0.5トン、熊本県が2.5トン融通してくれるということになりました。

他の県は、融通して欲しいというばかりです。どの県もかなり漁獲が良いみたいです。

中島副会長 関連して、大中型まき網の消化率はどのくらいですか。あれは、12月までですよ。

木嶋主幹 小型魚は余って繰り入れたみたいですが、大型魚はいっぱい、いっぱいのです。

中島副会長 テクニックの問題ですが、大中型は12月末で終了する訳ですよ。その時に余った枠を山口県に融通してもらうことはできませんか。

木嶋主幹 それは、交渉次第だと思います。

中島副会長 沿岸と大中型まき網の協議も行っている中で、そういう方法が取れないかと思います。

広調委で私も言いますが、国に対して現実の話をして、ぜひとも枠の増加をさせて欲しい。

昔、台湾から200トンの融通を受けたこともありました。そういうことができれば、また、違ってくるでしょうから。

木嶋主幹 県からもどうかしてくれと常に言っていますので、引き続き、働きかけてゆきたいと思います。

森澄委員

ちょっとよろしいですか。

いまの話の中で、一番懸念しているのは、ひとつの魚種を守ることに、自然界がうまい具合にリサイクルしているかという点です。

餌となるものがどの位捕食されて、どのくらい残っているのかということもやらねばいけないと思います。

その辺の考慮もなく、ただ、くろまぐろを増やすということであまく行くのか、いつも、私は疑問に思います。

その点の調査を行っている研究機関はあるのでしょうか。

くろまぐろが捕食するいわしやいかがどのくらいか。

今、いかが獲れないとかいろいろな問題があるのですが、餌の問題も併せて研究しないといけない。

くろまぐろを追う漁師はそれほど多くはいません。

餌となる魚を生活の糧にしている者がいるのですから、その点も考慮する必要があると思います。

沿岸の漁業者からは、そのあたりの不満も出てきていると思います。

それも併せて漁業者に説明して行かないと、ただ、我慢しなさいというだけでは、我慢しきれなくなると思います。

そのあたりは、どうですか。

澁谷課長

今、森澄委員からありましたように、まぐろがどれくらい餌を食べて餌の資源がどのくらい減るかということですが、くろまぐろは国際的に管理されている魚種で、国際的な管理機関が資源評価を行っています。

その中の調査でもご懸念の点については、調査されていないと思います。

一方、山口県で重要な魚種については、魚種ごとに資源管理を行っています。

国に対してまぐろの増枠を求めて行くとか、漁業者の放流のための負担軽減を図る点とかの要望と併せて、ご懸念の点も伝えてゆきたいと思います。

森澄委員

北浦海域は、いかで生計を立てている者が多いです。

データを持って漁業者に説明しないと難しいと思います。

お願いします。

仁保委員

この話は、何年も前から同じことを言っています。

今後、求めて行くで止まっていますが、その結果が出ていません。

中島副会長

現実的にはシミュレーションは難しいと思います。

その点も広調委で言わせてもらおうとは思っています。

最近、北大の研究でサクラマスを大量に放流すると放流河川の他の資源も少なくなるし、サクラマス自体も少なくなるという新聞報道がありました。

我々から見れば、当然の話です。

食物連鎖の上の者を増やせば、餌がいなくなるのも当たり前で、餌がいなくなれば、サクラマス同士で共食いです。

まぐろも同じようなことも出てくると思います。

その点も含めて、国の考え方を聞いてみたいと思います。

濱本会長

よろしいですか。

それでは第3号議案については、異議なしということでよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第3号議案は「特に異議はないと回答する」こととします。

続いて、第4号議案「第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

永尾書記

資料の26ページをお開きください。

第八期山口県栽培漁業基本計画の策定につきまして、山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされております。

説明については、水産振興課からお願いします。

水産振興課
神尾主任

水産振興課生産振興班の神尾と申します。

私の方から説明させていただきます。

「第八期山口県栽培漁業基本計画の策定について」説明します。

沿岸漁場整備開発法の規定によりまして、基本計画の策定にあたっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされています。

資料は26ページ、27ページになります。

現行の第7期基本計画の期間満了に伴い、令和8年度を目標年度とした第8期の山口県栽培漁業基本計画の案を策定しましたので、この度、お諮りするものです。

それでは、資料の27ページをお開きください。

第八期山口県栽培漁業基本計画案の概要でございます。

全文については、ページ数が多いため、本日は概要版で説明します。

まず、第1の基本計画策定の趣旨です。

本県では、昭和59年に第一期の栽培基本計画を策定して以来、各

時代の諸課題に対応するために、基本計画を更新しつつ、栽培漁業を推進してきました。

そのような中、平成30年に国が公表した水産政策の改革の中で、栽培漁業については、資源管理上効果を見極めた上で、重点化するとされました。

このことを受けまして、国は資源管理の一環としての栽培漁業の推進を基本的な指針とする第8次栽培漁業基本方針、いわゆる国の栽培基本方針ですが、昨年7月に策定、公表されたところです。

こうした国の動きを受けまして、本県の栽培漁業についてこれまでの成果や残された課題、また新たに発生した課題を整理して今後の本県の栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するために、第八期の栽培漁業基本計画を策定するものです。

次に2の計画の概要です。

(1)の計画期間につきましては、国の方針に合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間にしています。

次に栽培漁業の現状と課題です。

栽培漁業を取り巻く現状としましては、漁業者の減少や高齢化、海水温の上昇、栄養塩分の低下等の海洋環境の変化、燃油代の高騰等の社会経済環境の変化、施設の老朽化、病気の問題、財源の問題であったりとか、多くの困難な問題に直面しております。

こういった課題に対応するために、第八期の基本計画におきましては、国の方針を踏まえまして、そこに書いてあるとおり、サブタイトル「資源管理と一体的な栽培漁業の推進」、これを指標としまして、次の4つの柱を重点事項として、資源管理と一体的な栽培漁業を推進して行きます。

まず、1つ目の柱の「資源管理に貢献する栽培漁業の推進」については、資源造成効果の高い栽培漁業を推進するとともに、対象種の重点化と中間育成、放流技術の改善や普及、また、放流効果の新たな調査手法の検討を行ってゆきます。

2つ目の柱の「海洋環境変化等に対応した栽培漁業の推進」につきましては、海水温の上昇に対応した栽培漁業を推進し、漁業者の皆さんが意欲を持って取り組むことができる対象種の絞り込み、新規対象種の開発等、必要な技術開発を推進してゆきます。

3つ目の柱の「持続可能な栽培漁業の実施体制確立」につきましては、施設が老朽化していますので、これの抜本的な対策、隣接県等との連携の強化、地裁協の枠組みを超えた広域的かつ集約的な中間育成体制の構築を検討してまいります。

次に4つ目の柱です。「栽培漁業に関する県民理解の醸成」については、栽培漁業の持つ多面的な機能を積極的に情報提供することで、県民理解の醸成を促進するとともに、遊漁関係者との連携による栽培対

象種の採捕量の把握について情報収集を強化してゆきます。

次に3番の対象種ですが、そこに掲げる表の魚種を対象種にしてお
ります。

この中で、シロアマダイ、これについては、第七期の基本計画で新
規対象種と位置づけまして、先の計画期間中に全国で初めて種苗の大
量生産に成功しています。

ただ、シロアマダイについては、安定生産等の問題があります。

一番の大きな問題は、親魚の安定確保です。

このため、引き続き必要な技術開発を行い、早期の事業化をめざし
たいと考えております。

第八期の新規の対象種としましては、漁業者アンケート等で要望の
多かったメバルとマナマコの2魚種を追加しています。

これらの魚種については、基礎的な知見の収集を行いまして、需要
動向を慎重に見極めながら事業化に向けた課題を整理してゆきたいと
考えております。

最後に第八期の基本計画の公表は、今年の3月を予定しております。
説明は以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長

ご意見等がなければ、第4号議案の諮問に対して「適当である旨答
申をする。」こととしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

全員異議なしと認めます。第4号議案は「適当である旨答申する。」
こととします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」
水産振興課より報告をお願いします。

水産振興課
森江技師

水産振興課の森江です。

私から付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について、さば
類とくろまぐろですね、説明させていただきます。

資料の28ページをご覧ください。

TAC管理において、知事管理漁獲可能量を変更する場合には、関
係海区漁業調整委員会への諮問が必要とされていますが、漁獲枠が逼

迫した状況においても、諮問を経た手続で進めてしまいますと、変更された漁獲枠に基づく管理を開始するまでにタイムラグが生じる恐れがあります。

このようなことから、さば類、くろまぐろについては、手続きを迅速化するため、「国からの配分変更（追加配分・県間融通・大臣管理区分との融通等）」及び「県内知事管理区分間の漁獲枠融通」について、円滑に漁獲を継続するため資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更し、変更の内容について事後報告とさせていただくことについて付帯決議を頂いております。

この付帯決議に基づき、資料の29ページにありますように、さば類、くろまぐろについて、すでに知事管理漁獲可能量を変更させていただいております。

太字で示しているものが、すでに変更した今回報告させていただく数量になります。

まず上段のさば類ですが、令和4年12月20日に関係者間合意により国の留保枠から500トンの追加配分があり、当県のさば類の漁獲可能量は、2,600トンとなり、500トンの8割の400トンを中型まき網漁業に配分し、中型まき網は2,080トンにしております。

下段のくろまぐろについてですが、令和5年2月15日に小型魚について水産庁の仲介により青森県、山形県、鳥取県から合わせて1.6トン、大型魚については、青森県、鳥取県との直接交渉により、合わせて0.6トンの県間融通を受けており、資源管理方針の配分基準により配分しております。

続いて、令和5年2月17日には承認制の小型魚を県内融通し、定置以外の漁獲枠25.8トンを定置に融通しております。

最後に3月1日に水産庁の仲介により、小型魚について、青森県と東京都から合わせて2.0トン、大型魚については、熊本県との直接交渉により2.5トンの融通を受け、資源管理方針による配分基準に基づき漁獲可能量を変更しております。

最後になりますが、3月2日に県内の定置以外の漁獲枠9.4トンを定置漁業に移動しております

報告は、以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

木嶋主幹

これが、さきほど説明した都道府県融通ということで、直接、電話をかけて2月15日に大型魚0.6トン、青森が0.1トン、鳥取が0.5トン、融通していただきました。

それと3月1日、2.5トン、熊本県に直接電話をかけて融通してもらいました。

中島副会長 ちよつと1点だけ確認です。
融通してもらったものは、返す必要がありますか。

木嶋主幹 返す必要はありません。

近本委員 対価はなんですか。

木嶋主幹 お互い様ということです。
日本の漁獲枠を残すことは、国際交渉でマイナスになりますので、
枠は使い切る必要があります。

濱本会長 よろしいですか。
続いて、報告事項イに移ります。
「個人情報保護に関する法律の改正に伴う「山口県日本海海区漁業
調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程」の見直しについて」
事務局より報告をお願いします。

土井書記 事務局より説明します。
資料の30ページをお開きください。
令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正されまして、こ
れまで各地方公共団体が条例により運用してきた個人情報の保護制度
については、今年4月1日から改正法に基づく全国共通のルールで
運用されることが決定されました。
この決定を受けまして、山口県個人情報保護条例が廃止されるとと
もに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項に
ついて規定した山口県個人情報の保護に関する法律施行条例が本年4
月1日から施行されます。
山口県日本海海区漁業調整委員会が取扱います個人情報の保護に関
する規程におきましては、廃止される条例及び規則に準拠しておりま
すので改正が必要となります。
本来であれば、改正案を本委員会でお諮りすべきところですが、県
の施行条例及び施行規則の改正の手続きが間に合っておらず、条例、
規則の名称も現時点では未確定の状態です。
しかしながら条例、規則の施行は4月1日となっております、同
日付で委員会の規程も改正の上、施行する必要があります。
本規程の改正内容は、準拠する条例、規則を改正するという機械的
なものになることを踏まえまして、条例、規則が施行された場合は、
この内容で改正することをご了解いただいたらと考えております。
説明は以上です。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長 ようございますか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

-----特になし。-----

濱本会長 それでは、以上で本日の委員会を終了します。

慎重なご審議ありがとうございました。

(14:15 終了)